

第 16 回教育委員会

令和 4 年 9 月 27 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第32号

国葬儀における教育委員会の対応について

報告第 32 号

国葬儀における教育委員会の対応について

大阪市教育局教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急決
専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

記

9 月 27 日に執り行われる国葬儀において、教育委員会として別紙のとおり対応する。

(別紙)

〔教育委員会の対応〕

教育委員会が所管する教育機関において、9月27日の国葬儀における、半旗の掲揚や黙祷等の対応については行わないこととする。

〔理由〕

8月30日、永岡文部科学大臣の記者会見において「国葬儀の実施にあたって地方自治体や教育委員会など、関係機関に対する弔意表明の協力の要請を行うことはない」といったことが示された。

また、9月8日に開催された国会の閉会中審査においても、政府説明として「地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する協力を求めないこととした」と説明されたほか、岸田総理大臣が「国民一人一人に弔意を強制するものではない」と述べられている。

更に、参議院議員による「国葬、国葬儀、合同葬儀の違い等に関する質問主意書」に対する内閣総理大臣の答弁書において、内閣府設置法第4条第3項33号に規定する国の儀式として行われる葬儀であり、「国民をあげて喪に服する」ことを求めるものではないとされている。

これらのことも踏まえ、上記のとおり決定する。

各 校 園 長 様

標題について、来る9月27日に政府において「故安倍晋三國葬儀」が実施される予定ですが、9月8日に開催された国会の閉会中審査において、岸田内閣総理大臣が「地方自治体や教育委員会等の関係機関に対する協力を求めない」と説明されたほか、8月30日の文部科学大臣の記者会見においても「地方自治体や教育委員会など、関係機関に対する弔意表明の協力の要望を行うことはしない」と述べられたことを踏まえ、学校園における半旗の掲揚や黙祷等の対応をしないことを決定したので通知します。

【問合わせ先】

教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当

初等・中学校教育グループ 電話：6208-9186

第1教育ブロックグループ 電話：6208-9187

第2教育ブロックグループ 電話：6208-9152

第3教育ブロックグループ 電話：6208-9036

第4教育ブロックグループ 電話：6208-9176

教育委員会事務局総務部総務課 電話：6208-9076

こども青少年局子育て支援部管理課幼稚園運営企画グループ

電話：6208-8165